

美瑛町分別収集計画（第10期）

令和4年6月

美 瑛 町

1 計画策定の意義

美瑛町（以下「本町」という。）は、北海道のほぼ中央、十勝岳連峰と夕張山系との間に位置している。町域の7割は山林で、豊富な森林地帯を背景に波状丘陵地帯に広がる豊かな農業景観が「丘のまち」として全国的に評価されており、平成15年に美しい景観を次代に引き継ぐため「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を制定したほか、平成17年には「日本で最も美しい村」連合を発足し、本町の豊かな地域資源を活かしたまちづくりを推進している。又、環境に配慮した取り組みとして、令和4年4月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

環境衛生においては、隣接する東川町、東神楽町と大雪清掃組合（以下「組合」という。）を昭和48年に設立し、地域住民の豊かな生活向上とよりよい環境づくりを目指した廃棄物処理に取り組んでいる。平成4年に分別収集が始まり、平成11年には収集した資源ごみをリサイクルするための中間処理施設「リサイクルプラザたいせつ」（組合施設）が整備され、増加する廃棄物のさらなる減量化、再資源化を図っている。

豊かな自然と調和した快適でうるおいのある生活を送るためには、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、「ごみゼロ社会、資源循環型社会」の形成に向けた積極的な施策と実践が必要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定に基づき、容器包装廃棄物を分別収集するため、住民・事業者・行政それぞれの役割と推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、環境にやさしいまちづくりを目指し、将来の環境保全を見据えた資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり目指す基本的方向は次のとおり。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理を進める
- ・住民参加型のごみ減量とリサイクル対策を積極的に進める
- ・組合を構成する美瑛町、東川町及び東神楽町の3町が、相互に協力したごみ処理体系の確立を目指す

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

区 分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
容器包装廃棄物	360 t	357 t	354 t	351 t	348 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、環境衛生指導員及び公衆衛生協会会員による積極的なリサイクル活動を推進する。

(1) 廃棄物の排出を制御する方策

- ① マイバックの持参（レジ袋の辞退）
- ② マイボトルの使用（ペットボトルの減少）

- ③ 詰め替え用製品の使用
- ④ リサイクル商品の積極的利用

(2) 啓発方法

- ① ごみ収集カレンダーへの掲載
- ② 広報紙による周知
- ③ 防災行政無線による周知
- ④ 環境に関心を高める教育の実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、分別収集に対する住民の理解度、並びに組合が有する再生施設及び収集に用いる機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器包装 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装（紙類）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（プラスチック類）
-----------------------------	-------------------------------

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位：t)

区 分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
主としてスチール製の容器	24	23	23	22	22
主としてアルミ製の容器	20	20	19	19	18
無色のガラス製容器	21	21	21	20	20
	21 0	21 0	21 0	20 0	20 0
茶色のガラス製容器	32	31	31	31	30
	32 0	31 0	31 0	31 0	30 0
その他の色のガラス製容器	19	19	18	18	18
	19 0	19 0	18 0	18 0	18 0
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2	2	2	2	2
主として段ボール製の容器	130	129	129	129	129
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	21	21	20	20	20
	21 0	21 0	20 0	20 0	20 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	28	28	28	28	27
	28 0	28 0	28 0	28 0	27 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	63	63	63	62	62
	63 0	63 0	63 0	62 0	62 0
	0	0	0	0	0
(うち白色トレイ)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

※各年度の左欄は引渡数量、右欄は独自処理数量を表す。

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
 特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定す

る主務省令で定める物の量については、令和3年度の実績値を基礎とし、組合策定のゴミ処理基本計画における人口増減率（△0.9%で設定）を加味したものを本計画の期間における各年度の見込量とした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うものとし、分別収集する容器包装廃棄物の種類、分別の区分、収集・運搬の主体、選別・保管等の主体は下表のとおりである。

なお、ペットボトルやプラ包装容器の処理量に増加傾向がみられることから、市街地数か所に常時使用が可能なプラスチック専用のリサイクルボックス（資源回収ボックス）を設置することで家庭からためずに排出できる環境を整備し、住民参加型のリサイクル活動を推進する。

また、現在、住民団体等が実施している集団回収は、分別収集において一定の成果を上げていることから、公衆衛生協会が実施している報奨金事業が引き続き実施されるよう支援していくものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町（委託による指定日収集）	組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	組合	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集を実施するに当たって分別収集対象品目ごとの収集・運搬・処理方法などは、次表のとおりである。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類		パッカー車 (4t、2t)	組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン類	袋等	平ボディー車 (4t)	
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	結束		
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙類			
ペットボトル	ペットボトル	袋等	パッカー車 (4t、2t)	組合
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を構築する。
- ・ 町内会等の住民団体による集団回収を促進するため、公衆衛生協会が実施する活動への支援を継続する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の新たな計画策定時には、その記録を評価のうえ策定するものとする。